

丹波篠山市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）が令和元年 5 月 31 日公布、令和 6 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、以下のサービスを提供することが可能となります。

- (1) 今まで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本等の交付が、本籍地以外の市町村の窓口においても可能となります。（広域交付）
- (2) 他の行政機関への手続きの際に添付する戸籍謄本や除籍謄本に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号（戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号）の発行が始まります。
- (3) 届書等の書類をスキャンした画像情報（電子化された届書等情報）の内容に係る証明書の交付及び届書等情報の内容を表示したものの閲覧が可能となります。

このことにより地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省第 5 号）の改正が令和 5 年 12 月 6 日にあり、広域交付手数料の追加及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を新設するとともに、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

手数料の種類	現行	改定後金額
戸籍謄本等の手数料 <u>（広域交付を追加）</u>	450円	改定なし
除籍謄本等の手数料 <u>（広域交付を追加）</u>	750円	改定なし
戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	—	<u>400円</u>
除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	—	<u>700円</u>
届書等情報の内容の証明書交付手数料 <u>（電子化された届書等情報の内容の証明書の交付を追加）</u>	350円	改定なし
届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料 <u>（電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加）</u>	350円	改定なし

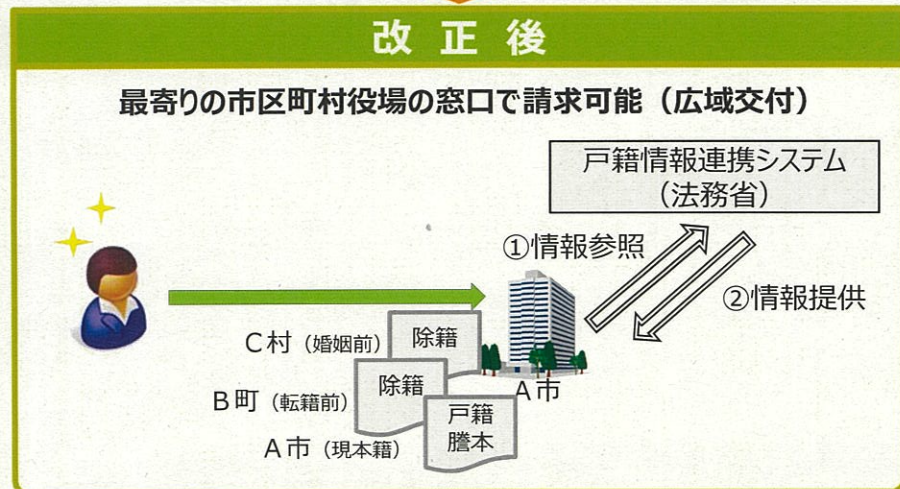
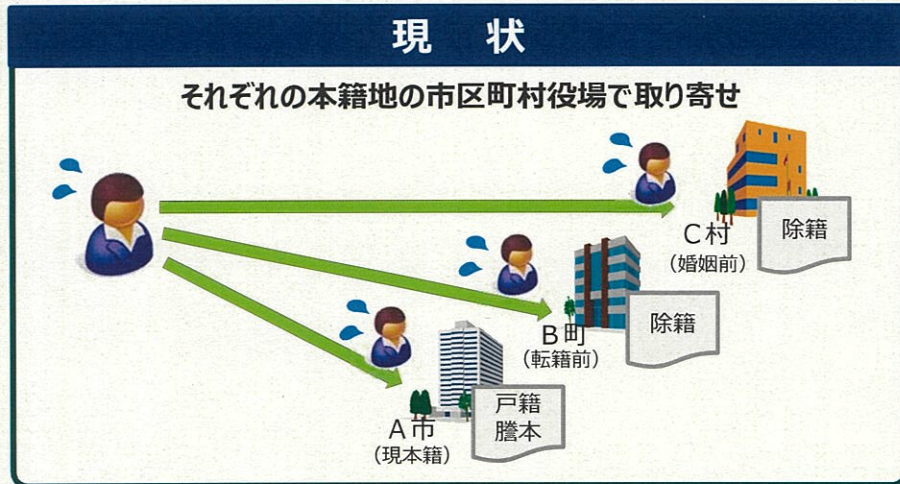
3 施行期日 令和 6 年 3 月 1 日

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるものは以下のとおり。

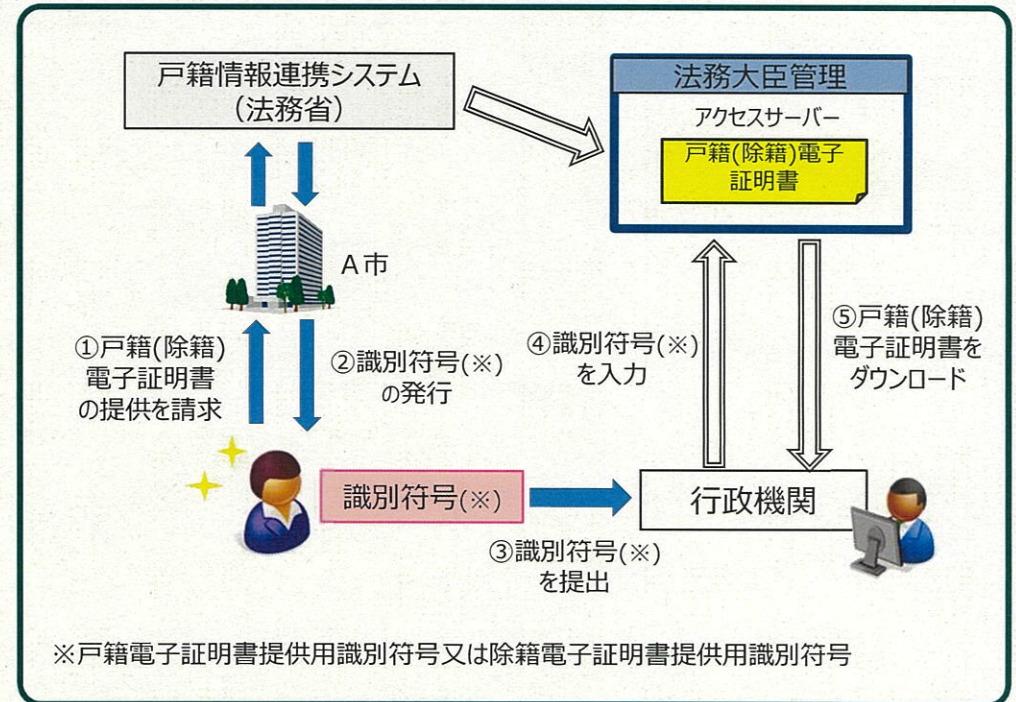
◆ 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



◆ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を可能とする。



◆ 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

- ・ 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書を交付請求が可能となる。
- ・ 届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。

丹波篠山市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

(1) 介護保険料の改定

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は3年ごとに見直します。令和6年度から令和8年度までは、第9期介護保険事業計画の期間にあたり、計画に基づき介護保険料の水準を定めるため、条例の一部改正を行います。

(2) 介護保険料に係る段階の見直し

介護保険法の改正によって、保険料の算定に係る標準段階が9段階から13段階に改正されます。本市においては、保険料段階を12段階で算定していましたが、これを受け、よりきめ細やかな賦課とするために15段階に変更します。

2 条例改正の内容

(1) 介護保険料の改定

◇基準保険料 月額6,380円→6,400円(年額76,800円)

第9期介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度まで)内における基準となる月額保険料は、第1号被保険者数や要介護認定者の伸び、これまでの介護給付費等の事業費の推移から、今後3年間に要する費用を算定し設定しています。

(2) 介護保険料に係る段階の見直し

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するため、保険料段階の多段階化を行い、保険料率の見直しを行います。また、低所得者の保険料上昇の抑制を図るための減額賦課に係る基準を引き下げます。

【介護保険料段階表】（令和6年度から令和8年度までの各年度）

基準保険料 6,400円（月額）

第9期計画期間			
対象者区分		年額	保険料率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入合計が80万円以下	34,950	0.455
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入合計が80万円超120万円以下	52,610	0.685
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入合計が120万円超	53,000	0.69
第4段階	世帯誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入が80万円以下	67,200	0.875
第5段階	世帯誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入が80万円超	76,800	1
第6段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が120万円未満	88,320	1.15
第7段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	99,840	1.3
第8段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	115,200	1.5
第9段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	130,560	1.7
第10段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	145,920	1.9
第11段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	161,280	2.1
第12段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	176,640	2.3
第13段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満	184,320	2.4
第14段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満	192,000	2.5
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上	199,680	2.6

第8期においても低所得段階の第1～3段階について、公費の投入による低所得者の保険料軽減を行ってきましたが、第9期においても国の基準に沿って、引き続き軽減措置を実施します。

		軽減前	軽減後
第1段階	基準額に対する割合	0.455（34,950円）⇒0.285（21,890円）	
第2段階	基準額に対する割合	0.685（52,610円）⇒0.485（37,250円）	
第3段階	基準額に対する割合	0.690（53,000円）⇒0.685（52,610円）	

3 施行期日等

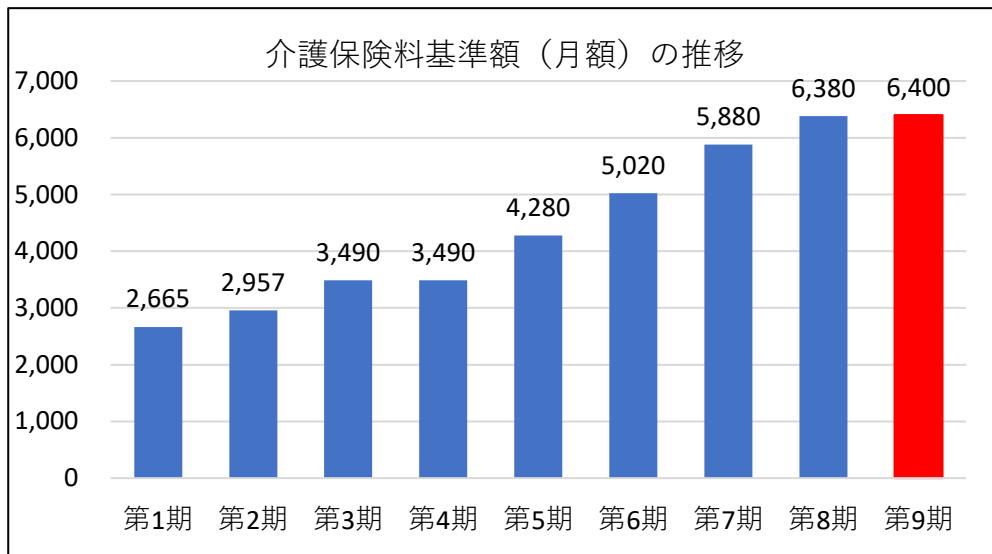
施行期日

令和6年4月1日

経過措置

改正後の保険料は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものとします。

【参考】



丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

兵庫県と市町で共同運営しています国民健康保険制度では、県及び市町が参画する兵庫県国民健康保険連絡協議会での議論等を行い、国民健康保険の安定運営等について協議し、「兵庫県国民健康保険運営方針」の策定及び「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」を作成し、各市町の保険料の完全統一を目標に協議を進めています。

令和 6 年度については、県から通知のあった丹波篠山市の市町村標準保険料率及び「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」の方針（令和 9 年度に標準保険料率の統一、県算定による市町村標準保険料率賦課割合の統一）等を踏まえ、国民健康保険税率を改定します。

なお、兵庫県が示す市町村標準保険料率に近づけるため、税率改定を行いますが、国民健康保険財政調整基金を繰入れ、被保険者の国民健康保険税の負担増を抑制します。

2 改正の内容

（1）国民健康保険の税率改定

	所得割率		均等割額 (被保険者数割)		平等割額 (世帯数割)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
基礎課税額	7.32%	7.08%	26,340 円	27,600 円	18,640 円	19,560 円
後期高齢者支援金等 課税額	2.94%	2.94% 改定なし	10,540 円	11,520 円	7,530 円	7,560 円
介護納付金課税額	2.60%	2.62%	11,900 円	12,360 円	5,680 円	6,000 円

- ① 基礎課税額: 医療給付費などに充てられる費用についての保険税
- ② 後期高齢者支援金等課税額: 後期高齢者医療制度の医療給付費を支援するための保険税
- ③ 介護納付金課税額: 介護保険の第 2 号被保険者(40 歳以上で 65 歳未満)としての保険税

(2) 国民健康保険税の軽減額

世帯の所得により均等割及び平等割に軽減措置があります。

(単位：円)

区 分		7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		令和5 年度	令和6 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和5 年度	令和6 年度
基礎課税額	均等割	18,440	19,320	13,170	13,800	5,270	5,520
	平等割	13,050	13,692	9,320	9,780	3,730	3,912
後期高齢者支 援金等課税額	均等割	7,380	8,064	5,270	5,760	2,110	2,304
	平等割	5,280	5,292	3,770	3,780	1,510	1,512
介護納付金課 税額	均等割	8,330	8,652	5,950	6,180	2,380	2,472
	平等割	3,980	4,200	2,840	3,000	1,140	1,200

(3) 子ども(未就学児)に係る均等割の軽減額(均等割額の1/2の軽減措置)

(単位：円)

区 分	軽減なし		7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	令和5 年度	令和6 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和5 年度	令和6 年度
基礎課税額	13,170	13,800	3,950	4,140	6,590	6,900	10,540	11,040
後期高齢者支 援金等課税額	5,270	5,760	1,580	1,728	2,640	2,880	4,220	4,608

3 施行期日

令和6年4月1日

【参考】

○県算定による令和6年度市町村標準保険料率(丹波篠山市)

	所得割率	均等割額	平等割額
基礎課税額	7.52%	31,996 円	20,970 円
後期高齢者支援金等課税額	3.01%	12,507 円	8,197 円
介護納付金課税額	2.71%	13,972 円	6,999 円

○県算定による令和6年度標準保険料率(丹波篠山市) 賦課割合

(単位:%)

	所得割合		均等割合		平等割合		合 計	
	県指示	市税率 改定分	県指示	市税率 改定分	県指示	市税率 改定分	県指示	市税率 改定分
基礎課税額	45.63	47.87	38.54	36.23	15.83	15.90	100	100
後期高齢者支援金等課税額	45.94	47.77	38.32	37.14	15.74	15.09	100	100
介護納付金課税額	44.50	46.34	39.31	37.93	16.19	15.73	100	100

【参考】1人当たり平均保険税(軽減後)の比較

①令和5年度税率で試算した場合

	基礎課税額	後期高齢者支 援金等課税額	介護納付金 課税額	計
1人当たり平均保険税	63,421円	25,184円	26,531円	115,136円

②令和6年度 県が示す標準保険料率で算定した場合

	基礎課税額	後期高齢者支 援金等課税額	介護納付金 課税額	計
1人当たり平均保険税	69,120円	27,421円	28,967円	125,508円
令和5年度税率①との比較 差 引 ②-①	5,699円	2,237円	2,436円	10,372円
% ②/①×100	109.0%	108.9%	109.2%	109.0%



③ 令和6年度税率改定分

標準保険料率等を踏まえ算定 基金繰入(20,309千円)

	基礎課税額	後期高齢者支 援金等課税額	介護納付金 課税額	計
1人当たり平均保険税	63,525円	25,836円	27,085円	116,446円
令和5年度税率①との比較 差 引 ③-①	104円	652円	554円	1,310円
% ③/①×100	100.2%	102.6%	102.1%	101.1%

丹波篠山溪谷の森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の趣旨

丹波篠山溪谷の森公園は平成12年5月に開業した施設で、四方を山々に囲まれた緑豊かなキャンプ場として開業以来多くの方に利用されております。

管理棟やコテージは、丹波篠山産のスギを使用した木造で、木の特性を生かした構造となっており大変好評です。

施設の運営は、指定管理者制度により株式会社後川の郷を指定管理者に指定し、「丹波篠山溪谷の森公園の管理に関する基本協定」を締結し、当該施設の利用者からの利用料を指定管理者が収受し運営経費に充て、施設運営をしています。また、運営に係る指定管理料はありません。

さて、現在の利用料金は、平成12年の開業以降、平成26年4月の消費税率改正にあわせ改正しましたが、それ以降の消費税率の改正や物価、人件費の高騰に対しても、指定管理者の経営努力で利用料金の改正を行わず事業を継続してきました。

しかしながら、コロナ禍による利用者の減少がコロナ前の人数に回復していないことに加え、昨今の物価高騰及び賃金の上昇により運営経費が増加していることから、経営努力を行っても安定経営を続けるのは困難になると予想されます。

つきましては、当該基本協定期間の途中ではありますが、指定管理者の経営安定及び利用者のサービス向上を目的として利用料金の改定を行うため、必要な条例の一部改正を行います。

2 改正の概要

(1) 利用料金の改正

別表（条例第9条関係）の利用料金の改正

区分	単位	基準金額	備考
入園料	小人	1人1回につき	250円
	大人	1人1回につき	350円
キャンプ場	1サイト1泊につき	小	5,500円
		大	6,000円
	1サイト1日につき（宿泊以外に使用する場合）	小	2,500円
		大	3,000円
コテージ	1棟1泊につき	22,000円	
体験室	1時間につき	1,200円	

(2) 改正された料金の主な内容

- ・利用料金表の金額を概ね20パーセント増額する。
- ・宿泊を伴わない昼間の利用料金を新たに設定し、キャンプサイトでの一時利用に即した料金とし、利用者の利便を向上する。

3 施行期日

令和6年7月1日

丹波篠山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について

1 改正の趣旨

令和5年5月8日に、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されますが、規定追加に伴い条ずれが生じています。

この改正に伴い、関連する丹波篠山市公営企業の設置等に関する条例（平成11年篠山市条例第200号）について改正を行うものです。

2 改正の概要

丹波篠山市公営企業の設置等に関する条例第8条中、地方自治法「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。

3 施行期日

令和6年4月1日

丹波篠山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和 5 年 5 月 26 日に、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されますが、水道法等により厚生労働大臣が所管している水道整備・管理行政の権限のうち水質又は衛生に関するものは環境大臣へ、それ以外は国土交通大臣へと移管されます。

この改正に伴い、関連する丹波篠山市水道事業給水条例（平成 11 年篠山市条例第 203 号）及び丹波篠山市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年篠山市条例第 39 号）について改正を行うものです。

2 改正の概要

- (1) 丹波篠山市水道事業給水条例第 5 条第 1 項、第 34 条第 2 項ただし書及び第 37 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。
- (2) 丹波篠山市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市の公立幼稚園（11園）の園長ならびに教頭については、隣接する公立小学校の校長ならびに教頭が兼任している状況であり、幼稚園の園長ならびに教頭の報酬額については、平成12年に条例で規定するようになって以降、金額を変更せずに今日に至っています。

平成12年以降の幼児教育の動きをみると、国においては、平成29年3月、幼児期における教育・保育の指針となる幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、幼児教育に関する記載が共通化され、施設の種別を越えて、今後の幼児教育を推進することとなりました。

次に、近年、丹波篠山市の公立幼稚園においても特別な支援を必要とする園児が増えている状況にあり、教職員との共通理解や協議、保護者とのきめ細やかな対応が必要な状況となっています。

さらに、地域に開かれた魅力ある園づくりのため、平成15年から導入している学校評議員制度、平成29年から導入している学校園における学校運営協議会については、その運営や業務の大半を園長・教頭が担っており、また、幼稚園と小学校の教育内容をつなぐためのカリキュラムの編成や連携のための協議などの業務も加わっている状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成12年の条例制定以降の新たな業務、近年、増加している業務、近隣市町の状況などを勘案し、幼稚園の園長ならびに教頭の報酬を増額するため、条例の一部を改正します。

2 改正の内容

報酬額を規定している別表において、幼稚園長の月額を8,000円から16,000円に、幼稚園教頭の月額を4,000円から8,000円に改めます。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国では、令和3年12月、「構造改革のためのデジタル原則」が策定され、その後、デジタル臨時行政調査会において、令和4年6月3日には「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、書面掲示、目視等を義務づけるアナログ規制については点検・見直しをすることとし、順次、見直しが行われています。

このような状況のなか、令和5年12月26日、「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府令第86号）が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」といいます。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）についても、その一部が改正されました。

丹波篠山市では、国の運営基準に沿って丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定しているため、同条例について所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 第23条の見出しを「掲示等」に改め、同条中、特定保育・教育施設等の選択に資すると認められる重要事項の書面掲示を義務づけている規制に加えて、その内容をインターネットを利用し、公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう改正します。
- (2) 第53条第2項第2号中、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改めます。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。（ただし、改正後の丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条の規定は、令和6年4月1日から施行します。）

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

1 兵庫県市町村職員退職手当組合について

兵庫県市町村職員退職手当組合は、退職手当の支給に関する事務及び組合市町の負担金納入事務を共同処理することを目的に設置されており、現在、兵庫県内の全町並びに丹波篠山市を含めた 19 の市及び 26 の一部事務組合によって組織されている特別地方公共団体です。

2 規約の変更について

組合構成団体の丹波少年自然の家事務組合が解散して令和 6 年 4 月 1 日に組合を脱退することから、規約の一部を変更する必要があります。

また、組合の監査委員 2 人のうち、識見を有する者のうちから選任された者の任期を、市町村の監査委員にならい 4 年に改めることから、規約の一部を変更する必要があります。

本組合規約の変更については、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により兵庫県知事の許可が必要となり、その手続きとして同法第 290 条の規定により、関係地方公共団体それぞれの議会の議決を経ることとなっています。

3 規約変更の内容

- (1) 丹波少年自然の家事務組合が解散し脱退することから、規約中の「組合を組織する市町等」から丹波少年自然の家事務組合を削る。
- (2) 監査委員の任期を改めることから、規約中の識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を 3 年から 4 年に改める。

4 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 1 2 号説明資料

令和 5 年度 丹波篠山市一般会計補正予算（第 1 4 号）説明資料
（住民税均等割世帯等に対する臨時特別給付金事業について）

1 事業概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対し、1 世帯あたり 1 0 万円を支給します。※住民税非課税世帯については対応済み。また、給付対象世帯（住民税非課税世帯を含む）のうち子育て世帯に対し、同一世帯内の 1 8 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円を加算して支給します。

給付対象・・・1, 2 5 0 世帯

基準日（令和 5 年 1 2 月 1 日）において、住民税所得割が課税されていない者のみで構成される世帯

低所得者世帯の 1 8 歳以下の児童・・・6 5 0 人

2 補正額

1 6 5, 2 5 5 千円（※財源 国庫 1 0 / 1 0）

内訳：支援給付金 1 2 5, 0 0 0 千円（1 0 万円×1, 2 5 0 世帯）

子育て世帯加算 3 2, 5 0 0 千円（5 万円×6 5 0 人）

支援給付金事務費 7, 7 5 5 千円

（システム導入費、郵便料など）

3 その他

今後、システムを改修し税情報、住基情報を突合した対象者の抽出を行い、対象者には給付金の支給確認書を送付します。

確認書の返送があり次第給付金の振込手続きを行います。

なお、支給方法等の詳細が決まり次第、ホームページなどで広報するとともに、対象者にはお知らせします。

4 担当課

行政経営部課税課、保健福祉部社会福祉課